

令和元年度境港市介護保険運営協議会（第2回） 会議録

■ 日 時：令和元年8月19日（月）午後1時50分～午後2時20分

■ 場 所：境港市役所 第一会議室

■ 日 程

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

（1）介護支援ボランティアポイント事業について

（2）介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス・通所型サービスの単価設定について

4 その他

5 閉 会

■ 出席者（敬称略）

（委 員）足田 京子、阿部 暁子、荒井 祐二、稲賀 潔、來間 美帆、遠藤 勲、高木 敏行、佐々木 憲子、松本 幸永、山本 英輔

（事務局）

佐々木 真美子（福祉保健部長）、坂田 卓宏（長寿社会課長）

竹内 真理子（地域包括支援センター所長）

吉岡 賢次郎（長寿社会課高齢者福祉係長）

（欠 席） なし

（傍聴者） なし

■ 会議録（要旨）

1 開会（坂田長寿社会課長）（13:50）

運営協議会の運営について

【事務局】 本日は10名全員の出席であり、設置要綱第6条第2項の規定により委員の過半数の出席があるので、この会議が成立していることを報告する。

2 会長あいさつ

3 報告事項

【会 長】 日程3の報告事項に移る。

「（1）介護支援ボランティアポイント事業について」事務局から説明を。

【事務局】 この事業は、高齢者が介護施設等で行うボランティア活動に対しポイントを付与し、ポイントに応じて換金することにより、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図るもの。

事業開始日は、ボランティアセンターが本市の社会福祉協議会に移管する今年度10月1日を予定。

ボランティアポイントの対象となるのは、市内在住の本市介護保険第1号

被保険者が、市内の介護保険施設又は障がい者施設で行う、レクリエーション参加者の支援・補助、施設利用者の話し相手等のボランティア活動。

ポイントは、活動 1 時間に対し 1 ポイント、1 日の上限 2 ポイントの範囲で付与される。1 ポイントは 100 円と交換することができ、年間で 5 千円を上限に換金が可能。

制度利用の流れは、まず、ボランティアセンターで介護支援ボランティアの登録をした後、活動する施設を決め、ボランティア手帳を受取る。

その後、実際に施設でボランティア活動を行い、施設からボランティア手帳に、ポイント分のスタンプを受ける。

年度末から翌年度にかけて、ボランティアセンターへ交付金の申請をし、併せてボランティア手帳も提出する。

すると、翌年度に市からポイントに応じた交付金が振り込まれるという形になる。

制度概要図は、この流れを図解したもの。

【会 長】 ご質問等があれば、お願いします。

【委 員】 高齢者が介護施設等で行うボランティア活動とあるが高齢者とは何歳からか？

【事務局】 65 歳以上である。

【委 員】 ボランティアポイント制度は、全国的には 10 年以上前から始まっているが、資料を見る限り、先行事例の研究をしていないのでは。例えば対象者を 65 歳以上としているが、他の自治体では 65 歳未満に対象を広げているところがある。活動場所も介護保険施設及び障がい者施設に限定しているが、ふれあいの家等、施設に限らず福祉関係の活動をしているケースがあるので、それらの場所も対象にするべきでは。また、ボランティア手帳はどのような仕組みなのか。制度概要図も例えば市報に載せて市民に見せてもこれでは理解できないのでは。

【事務局】 対象者及び活動施設については、事業を始めたばかりなので、まずは制度の基本となる 65 歳以上の人、介護施設及び障がい者施設という範囲に限定している。その範囲を広げるかについては、事業を進めながら、他市の状況を参考にしつつ、必要があれば見直していきたい。

ボランティア手帳については、(手帳のサンプルを提示) この様な手帳に施設が活動ごとスタンプする。スタンプに使用するゴム印は市が用意し、登録施設へ配布する。

市報については、9 月号に記事を掲載するが、制度概要図は載せず、よりわかりやすく標記して掲載する予定。各施設や、ボランティア活動をしている人にも、別途案内をする。

【委員】 この事業は高齢者の介護予防や社会参加が主たる目的ということだと思う。事業を進めながら見直していくということだったので、後で検証する場を設ける必要があると思う。

【委員】 上限が5,000円だと50時間分の活動ということになるが、さらに多くの時間を活動したいという人はどうなるのか。複数の施設で活動ができるのか。

【事務局】 交付金の対象になるのは一人当たり年間50時間分までだが、それ以上に活動を続けること、複数の施設で活動することは可能。手帳には50ポイントより多く押印できる欄を設け、それが一杯になれば追加で手帳を交付するので、ボランティア活動の励みとしても手帳を利用してほしい。

【委員】 半日のボランティア活動を週5日ずっとしている人もいる。そういう人の活動すべてにもポイントを付与するのか。

【事務局】 1日の上限は2ポイントだが、活動ごとに付与する。

【会長】 その他、ご意見、ご質問等はないか。

【委員】 (意見等なし。)

【会長】 「(2) 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス・通所型サービスの単価設定について」事務局から説明を。

【事務局】 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者によるサービスの単価は、地域支援事業実施要綱において、国が定める額を上限として、市町村が定めることとされている。

今般、介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、令和元年10月1日以降の総合事業の単価について、「国が定める単価」の改正が示された。本市では、この考え方を基本として、総合事業の単価改正を行うものとする。

施行時期は、令和元年10月1日とし、基本報酬・加算等は、これまでと同様、国が示した単価と同額となるように単価改正を行うものとする。

2ページ以降は、国要綱の新旧表を抜粋したもの。

3ページの最後には、介護支援ケアマネジメント費の単価改正についても載せているが、この度の改正により、本市地域包括支援センターの重要事項説明書中に記載がある同費についても、同様の変更をすることになる。

【会長】 ご質問等があれば、お願いします。

【委員】 今回の単価増額分の財源は何か。

【事務局】 これまでと同様、国・県市の公費負担と介護保険料の中で賄っていく。増額分に特別な財源があるわけではない。

【会 長】 その他、ご意見、ご質問等はないか。

【委 員】 （意見等なし。）

4 その他

【会 長】 それでは「4 その他」について、事務局から何かあるか。

【事務局】 （なし）

【会 長】 委員の皆様からは何かあるか？

【委 員】 （なし）

5 閉 会

（会 長） それでは全ての日程が終了したので本日の会は閉会とする。

14：20 終了